⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑺　配置予定技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑿　技術提案のヒアリングは、必要に応じて行う。

⒀　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syuhei Kazusa Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of Kyoto National Government Building

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M. 16 May 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 July 2011 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 28 July 2011 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 28 July 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Satoshi Furuhara the second subsection chief Contract Division Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

平成23年4月15日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　首都高速道路保全情報管理運用業務（平成23年度）

⑶　業務内容　本業務は、土木構造物及び付属施設物の各種点検及び工事等に関するデータを収集・照査・解析し、首都高速道路株式会社保有の保全情報管理システムに記録されている保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）及び管理用図書を適切に更新し、管理運用するものである。

さらに、保全情報管理システムを用いた補修計画検討等を実施して、効率的な業務の推進を行うものである。

なお、対象範囲については、具体的な記述がある場合を除き、西東京管理局、東東京管理局及び神奈川管理局管内とする。

主な作業内容は次のとおりである。

①　巡回点検台帳管理
②　定期点検台帳管理
③　補修台帳管理
④　構造物台帳管理
⑤　管理資料更新
⑥　しゅん功データ管理運用
⑦　点検補修履歴解析
⑧　補修計画資料作成

⑷　履行期間　平成23年７月１日から平成24年６月30日まで

⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。

2　参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の「その他土木設計」の認定を受けているものであること。

⑶　参加表明書の受領期限の日から見積書開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けている者ではないこと。

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加を希望する法人は、平成13年度以降に首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下同じ。）又は各高速道路会社、公社、官公庁もしくは独立行政法人における道路構造物についての保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用に関して完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ。）から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の総合評定点が60点未満のものは認めない。

②　予定管理技術者に必要とされる要件

ⅰ）技術資格　技術士［建設部門（道路）］、技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］もしくは、これと同等の能力と経験を有する技術者又はＲＣＣＭ（道路）もしくはＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ⅱ）業務実績　下記に示される「同種又は類似業務」を、平成13年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の総合評定点が60点未満のものは認めない。

同種業務　首都高速道路株式会社における道路構造物の保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用

類似業務　各高速道路会社（首都高速道路株式会社を除く）、公社、官公庁又は独立行政法人における道路構造物の保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用

3　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）の技術資格

②　配置予定技術者の同種・類似業務の実績

③　配置予定技術者の手持ち業務量

④　配置予定技術者の公的機関からの表彰経験